

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所	関東建設工業（株）	群馬県太田市飯田町1547 O T Aスクエアビル7F	
2. 指名停止措置期間	令和7年9月11日から令和8年3月10日まで（6か月）		
3. 指名停止措置の適用範囲	稲敷市が発注する建設工事等		
4. 事実概要	<p>関東建設工業(株)の営業部長は、群馬県桐生市発注の新庁舎建設工事に関する入札において、入札の公正を害したとして、公契約関係競争入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に逮捕された。</p>		
5. 指名停止理由	<p>このことは、「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）（以下「規定」という。）別表第3第9号「競争入札妨害及び談合」に該当する。</p> <p>（稲敷市契約事務等に関する規程別表第3） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準</p>		
	措置要件	期間	
	1～8（略）		
	<p>（競争入札妨害及び談合）</p> <p>9 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合及び競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前2号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>10～19（略）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から6か月以上12か月以内</p>	